

議案第72号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例案

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例（平成30年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）でその号給が5号給から7号給までであるものの給料の月額は、平成30年4月から <u>令和4年3月</u> までの各月分に限り、同項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の5.5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。	第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）でその号給が5号給から7号給までであるものの給料の月額は、平成30年4月から <u>平成33年3月</u> までの各月分に限り、同項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の5.5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特定任期付職員の給料月額の特例措置を講ずる期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。